

# 第 7 回 上 島 合 併 協 議 会

## 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 8 月 2 8 日（木）午後 1 時 2 0 分から  
場 所：岩城村生活文化センター 1 階大集会場

## 第7回上島合併協議会会次第

### 1. 開 会

### 2. 議 題

#### (1) 協議会会議録署名人の選任について

#### (2) 報告事項

事務局報告

幹事会報告

新町将来構想策定小委員会報告

#### (3) 協議事項

協議項目第19号	町字名の取扱いについて
協議項目第16号	使用料、手数料の取扱いについて
協議項目第17号	公共的団体の取扱いについて
協議項目第18号	行政連絡機構の取扱いについて
協議項目第21-号	各種事務事業（補助金、交付金等）の取扱いについて
協議項目第21-号	各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて
協議項目第21-号	各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて
協議項目第21-号	各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて
協議項目第21-号	各種事務事業（診療所）の取扱いについて

### 3. その他

### 4. 閉 会

# 目 次

## 報告事項

- 1 . 事務局報告 ..... 1 頁 -ジ
- 2 . 幹事会報告 ..... 2 頁 -ジ
- 3 . 新町将来構想策定小委員会報告 ..... 4 頁 -ジ

## 協議事項

- 1 . 協議項目第 1 9 号 町字名の取扱いについて .....5 頁 -ジ
- 2 . 協議項目第 1 6 号 使用料、手数料の取扱いについて .....10 頁 -ジ
- 3 . 協議項目第 1 7 号 公共的団体の取扱いについて .....17 頁 -ジ
- 4 . 協議項目第 1 8 号 行政連絡機構の取扱いについて .....21 頁 -ジ
- 5 . 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（補助金、交付金等）  
の取扱いについて .....25 頁 -ジ
- 6 . 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（国民健康保険事業）  
の取扱いについて .....31 頁 -ジ
- 7 . 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（介護保険事業）の  
取扱いについて .....37 頁 -ジ
- 8 . 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（交通関係事業）の  
取扱いについて .....42 頁 -ジ
- 9 . 協議項目第 2 1 - 号 各種事務事業（診療所）の取扱い  
について .....47 頁 -ジ

## 上島合併協議会事務局報告

### ( 1 ) 事務事業一元化業務について

事務局において、下記部会、分科会の事務事業一元化調書を調整した。  
教育部会  
住民分科会  
国保分科会

### ( 2 ) 例規策定業務について

各専門部会、分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に例規原案作成調書を策定中。

### ( 3 ) 新町の名称募集結果について

募集期間 平成 1 5 年 6 月 2 0 (金) ~ 8 月 2 0 日(水)  
応募数 6 6 5 通

### ( 4 ) 各種打合せ会について

各担当職員等を招集し、具体的内容について協議、検討中。

#### 消防体制打合せ会

第 2 回 平成 1 5 年 7 月 1 7 日 (木)

(事務局、各町村消防主任、越智郡島部消防事務組合)

第 3 回 平成 1 5 年 8 月 2 5 日 (月)

(各町村団長、各消防主任)

#### 老人ホーム打合せ会(事務局、各町村高齢者福祉担当者、越智郡老人ホーム組合)

第 2 回 平成 1 5 年 7 月 3 0 日 (水)

#### 電算打合せ会(事務局、各町村電算担当者)

第 3 回 平成 1 5 年 7 月 2 4 日 (木)

第 4 回 平成 1 5 年 7 月 3 0 日 (水)

#### 広域行政事務打合せ会 (事務局、今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会、今治市)

第 1 回 平成 1 5 年 7 月 3 1 日 (木)

## 第7回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年8月4日(月) 10:40～17:00

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 4名 計12名  
越智郡島部消防上島出張所 2名  
\* 今治地方局総務調整課 1名

### 4. 議 事 (1) 新町消防体制について

新町常備消防の基本体制(案)を決定した。なお、決定事項については各町村に持ち帰り、首長に報告し了解をもらうこととした。

### (2) 今治地区広域行政事務組合について

今治新市との検討結果を報告し、存続の必要性がなくなったことから、解散の方向で進めていくこととした。

### (3) 電算システムの統合について

合併までに統合するよう、契約手続きの事務を進めていくこととした。

### (4) 知事陳情について

以下の5項目を陳情することとした。

#### 1) 上島地域の交通体系の整備促進について

上島架橋の推進について

航路の再編、増便等について

#### 2) 離島における高度情報化の推進について

大容量基幹通信ケーブル敷設に対する民間業者への支援

離島間地域公共ネットワーク構築のための財政支援

既設光ファイバーにおけるダークファイバーを離島地域公共ネッ

トワークの構築のために活用していくための財政支援

#### 3) 合併に伴う地理的特殊事情是正事業への財政支援について

常備消防の単独運営に対する財政支援

行政連絡船整備に対する財政支援

職員住宅整備に対する財政支援

#### 4) 特別養護老人ホーム『海光園』の増改築に伴う財政支援について

\* 4ヶ町村の協議が整えば要望する

#### 5) 離島地域の小規模県立高等学校の存続及び国立弓削商船高等専門学

校専攻科の設置について

### (5) 組織機構について

### (6) 事務事業一元化調書について

## 第8回上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年8月22日(金) 10:40～17:10

2. 場 所 弓削町総合庁舎 3階第1会議室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 5名 計13名  
\*今治地方局総務調整課 1名

### 4. 議 事 (1) 第7回協議会について

\*第7回協議会に次の事項を提案することを決定した。

#### 【報告事項】

1) 事務局報告について

第6回協議会以後の事務局活動について報告する。

2) 幹事会報告について

第7回、8回幹事会について報告する。

3) 新町将来構想策定小委員会報告について

第9回新町将来構想小委員会について報告する。

#### 【協議事項】

1) 町字名の取扱いについて

前回提案した内容について確認する。

2) 使用料、手数料の取扱いについて

3) 公共的団体の取扱いについて

4) 行政連絡機構の取扱いについて

5) 各種事務事業(補助金、交付金等)の取扱いについて

6) " (国民健康保険事業)の取扱いについて

7) " (介護保険事業)の取扱いについて

8) " (交通関係事業)の取扱いについて

9) " (診療所)の取扱いについて

### (2) その他

1) 消防無線、市町村防災行政無線の再構築について

8月19日、21日に四国総合通信局、県と協議した結果について報告し、合併までに整備する方向で進めていくこととした。

## 新町将来構想策定小委員会報告

### 第9回 小委員会

開催日時：平成15年6月25日(水) 14:15～15:05

開催場所：弓削町総合庁舎

傍聴者：1名

1. 新町建設計画の策定方法及びスケジュール(案)について
  - ・事務局から構成案、スケジュール等について説明し、確認された。
2. 新町建設計画の策定方針(案)について
  - ・事務局から策定方針の趣旨、構成、期間、留意点等について説明し、確認された。
3. 新町建設計画の具体的構成(案)について
  - ・事務局から具体的構成案について説明し、確認された。
4. 上島合併住民懇談会について
  - ・事務局から実施要領案について、説明した。
  - ・開催時期については、建設計画の具体的事業が固まる頃がいいのでは、という希望があり、また、時間は、2時間程度で、説明内容については、議会へもあらかじめ知らせてほしいという要望があった。
  - ・実施時期、実施方法については、事務局に一任することとなった。

協議項目第19号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成15年8月28日提出

上島合併協議会長 木下良一

町字名の取扱いについて

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針（案1）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承し、弓削町、魚島村の字名については、「字」を付して表示する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 弓削字久司浦 弓削字沢津 弓削字上弓削 弓削字引野 弓削字明神 弓削字下弓削 弓削字太田 弓削字土生 弓削字鎌田 弓削字日比 弓削字藤谷 弓削字狩尾 弓削字大谷 弓削字豊島 弓削字佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1番耕地 2番耕地 3番耕地	町 魚島字1番耕地 魚島字2番耕地 魚島字3番耕地	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承し、弓削町、魚島村の字名については、「字」を付して表示する。

上島合併協議会 調整方針（案2）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調整内容
	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 弓削久司浦 弓削沢津 弓削上弓削 弓削引野 弓削明神 弓削下弓削 弓削太田 弓削土生 弓削鎌田 弓削日比 弓削藤谷 弓削狩尾 弓削大谷 弓削豊島 弓削佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1番耕地 2番耕地 3番耕地	町 魚島1番耕地 魚島2番耕地 魚島3番耕地	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。

上島合併協議会 調整方針（案3）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	「弓削町」・「魚島村」、生名村、岩城村については「村」を省いて現在地名を継承する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1番耕地 2番耕地 3番耕地	町 1番耕地 2番耕地 3番耕地	「弓削町」・「魚島村」、生名村、岩城村については「村」を省いて現在地名を継承する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

町字名の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【地方自治法】</p> <p>（市町村内の町又は字の区域）</p> <p>第二百六十条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt; 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt; 〔東京都 田無市、保谷市〕 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町村名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt; 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 町・字名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt; 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt; 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 &lt;H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「市」に置き換える。 ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「市」に置き換える。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。</p>
<p>留意事項</p> <p>市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>	
先 進 事 例	
<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 &lt;今治市；H17.1.16合併予定&gt; 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>1. 今治市については、現在地名を継承する。 2. 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 3. 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。 4. 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。 5. 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。</p>	

協議項目第16号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて提出する。

平成15年8月28日提出

上島合併協議会長 木下良一

使用料、手数料の取扱いについて
使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
総合施設	弓削開発総合センター使用料	生名島開発総合センター使用料	岩城島開発総合センター使用料	魚島村開発センター使用料	現行のとおりとする。	附属資料P1
文化施設	弓削町公民館使用料	生名村公民館使用料	岩城村公民館使用料		現行のとおりとする。	附属資料P2
			岩城村生活文化センター施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P2～P3
			岩城郷土館使用料		現行のとおりとする。	附属資料P3
社会体育施設	弓削町小学校屋内運動場使用料	生名小学校屋内運動場使用料			現行のとおりとする。	附属資料P4
	弓削町社会体育施設使用料	生名村社会体育施設使用料			現行のとおりとする。	附属資料P4～P5
			岩城村総合運動場施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P4～P5
		生名村民体育館使用料			現行のとおりとする。	附属資料P5～P6
			岩城村夜間体育照明施設使用料		現行のとおりとする。	附属資料P5
コミュニティ施設	豊島コミュニティセンター使用料		岩城村コミュニティセンター使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P7
			津波島コミュニティアイランド施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P7
	弓削町国民宿舎使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P7～P8
	弓削町健康増進センター使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P8
				観光センター使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P7
		生名村スポーツ合宿村公園使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P7～P9
福祉施設	弓削町保健センター施設使用料	生名村保健センター施設使用料	岩城村保健センター施設使用料	魚島村保健センター施設使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P10
	弓削町老人福祉センター使用料				現行のとおりとする。	附属資料P10
	弓削町海水温浴施設使用料				現行のとおりとする。	附属資料P11
	下弓削地区中央集会所使用料	集会所使用料		魚島村立集会所使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P11
	部落集会所使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P11
	弓削町有自家用自動車施設使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P12
港湾・漁港施設	弓削町港務所使用料		岩城村港務所使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P13・P19
			港湾施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P13～P14
		生名村棧橋使用料		魚島村棧橋使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P14～P15
		生名村小型船舶上架施設使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P15
				魚島村海岸占用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P15～P16
	弓削町漁港使用料		岩城村漁港使用料	魚島村漁港使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P17～P18
			岩城村漁港施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P18
		ふ頭用地使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P19
農林水産施設	弓削町共同作業場使用料		岩城村農水産物処理加工施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P20
					当面現行のとおりとする。	附属資料P20
		農産物集荷場使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P20
CATV	弓削町CATV放送使用料			魚島村ケーブルテレビジョン使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P21
	弓削町CATV広告放送使用料				弓削町の例による。	附属資料P21
上水道	上島上水道企業団給水料	上島上水道企業団給水料	上島上水道企業団給水料	魚島村簡易水道使用料	現行のとおりとする。	附属資料P22

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	使用料
調整方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

区分	現 況				調整内容	備考
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
排水処理施設	弓削町公共下水道使用料	生名村公共下水道使用料		魚島村下水道使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P23
	弓削町農業集落排水処理施設使用料		岩城村農業集落排水処理施設使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P23～P24
	弓削町特定地域生活排水処理施設使用料				当面現行のとおりとする。	附属資料P24～P25
	上島地区し尿処理場使用料【衛生事務組合】	上島地区し尿処理場使用料【衛生事務組合】	上島地区し尿処理場使用料【衛生事務組合】		現行のとおりとする。	附属資料P25
住宅	弓削町営住宅使用料	生名村営住宅使用料	村営住宅使用料	魚島村営住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
				魚島村後継者住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
				伯方警察署魚島駐在所及び警察官住宅使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P26
	弓削町教員住宅使用料	生名小・中学校教員住宅使用料	岩城村教員住宅使用料	魚島村教員住宅使用料	現行のとおりとする。	附属資料P26
斎場施設	弓削町斎場使用料	生名村火葬場使用料	岩城村火葬場使用料	魚島村火葬場使用料	現行のとおりとする。	附属資料P27
	霊柩車使用料	生名村斎場用自動車使用料	岩城村霊柩車使用料		現行のとおりとする。	附属資料P27
駐車場	弓削町駐車場使用料	生名村駐車場使用料	岩城村駐車場使用料		当面現行のとおりとする。	附属資料P28
船舶		生名村公営渡船使用料		魚島村船舶使用料	現行のとおりとする。	附属資料P29～P30
財産等	弓削町行政財産の使用料	生名村行政財産の使用料		魚島村行政財産又は公の施設の使用料	当面現行のとおりとする。	附属資料P31
		生名村公共用財産使用料			当面現行のとおりとする。	附属資料P31～P32
				魚島村インターネット利用料	現行のとおりとする。	附属資料P32

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				調整内容	備考	
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村			
住民関係	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	戸籍謄抄本交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍記載事項証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	除籍謄抄本交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	除籍記載事項証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	届出、申請受理証明書交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	上質紙を用いる受理証明書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	戸籍閲覧手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
		戸籍附票写し手数料			生名村の例による。	附属資料P33	
		印鑑登録証交付手数料	印鑑登録証明手数料	印鑑登録証交付手数料	印鑑登録証交付手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
		印鑑登録証明手数料	印鑑証明手数料	印鑑証明手数料	印鑑登録証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
		身分証明手数料	身分証明手数料			弓削町の例による。	附属資料P33
		住所、居所証明手数料	居住証明手数料	居住証明手数料	居住証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
			住民票閲覧手数料	住民票閲覧手数料		生名村の例による。	附属資料P33
		住民票写し手数料	住民票写し手数料	住民票謄抄本手数料	住民票謄抄本手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
	その他証明手数料	その他証明手数料	その他証明手数料	その他証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33	
税務関係	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	土地建物証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33	
	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	諸税、公課証明手数料	弓削町の例による。	附属資料P33	
	公簿書類図面写し証明手数料		公簿書類図面写し手数料		弓削町の例による。	附属資料P33	
	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	公簿書類図面閲覧手数料	弓削町の例による。	附属資料P33	
			営業、職業証明手数料	営業、転業証明手数料	岩城村の例による。	附属資料P33	
			公権、能力証明手数料	公権、能力証明手数料	岩城村の例による。	附属資料P33	
				身代限り家分散破産証明手数料	合併時に300円で統一する。	附属資料P33	
		徴税督促手数料	徴税督促手数料	徴税督促手数料	徴税督促手数料	弓削町の例による。	附属資料P33
総務関係	火薬類譲渡許可手数料	火薬類譲渡許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33	
	火薬類譲受許可	火薬類譲受許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33	
	煙火許可手数料	煙火消費許可申請手数料			弓削町の例による。	附属資料P33	
林業関係	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
環境衛生関係	犬の登録手数料	犬の登録手数料	犬の登録手数料	犬の登録手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	犬の鑑札再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料	現行のとおりとする。	附属資料P33	
	一般廃棄物建築廃材及び不燃物処理手数料		一般廃棄物（可燃物、不燃物等）処理手数料	一般廃棄物処理手数料	当面は現行のとおりとする。	附属資料P34	
	廃プラスチック類及び粗大ゴミ処理手数料		粗大ゴミ処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34	
	家電リサイクル品収集運搬手数料	特定家庭用機器再商品収集運搬手数料	リサイクル家電製品運搬料	家電リサイクル品収集運搬手数料	当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34	
	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可申請手数料	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可		当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34	
	許可証再発行	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	許可証再交付		当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。	附属資料P34	
			し尿処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34	
			指定袋等処理手数料		当面は現行のとおりとする。	附属資料P34	

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目	手数料
調整方針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	公共下水道指定工事店指定	公共下水道指定工事店指定			当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	公共下水道使用料督促手数料	公共下水道使用料督促手数料			当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理責任技術者登録				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理指定工事店指定				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	特定地域生活排水処理施設使用料督促手数料				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理責任技術者登録				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理指定工事店指定				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	農業集落排水処理施設使用料督促手数料				当面は現行のとおりとする。	附属資料P34
	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P34
	設計審査手数料【上水道企業団】	設計審査手数料【上水道企業団】	設計審査手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
	工事検査手数料【上水道企業団】	工事検査手数料【上水道企業団】	工事検査手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
	給水装置工事事業者指定手数料【上水道企業団】	給水装置工事事業者指定手数料【上水道企業団】	給水装置工事事業者指定手数料【上水道企業団】		現行のとおりとする。	附属資料P35
	診療所関係				健康診断書手数料	現行のとおりとする。
				一般診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				死亡診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				裁判所関係診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				警察関係用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				生命保険用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				厚生年金・恩給用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				交通事故・傷害用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				調理師・理容師接客業、開業用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
				身体障害者用診断書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
			死体検案書手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35	
保健福祉関係	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	介護保険督促手数料	弓削町の例による。	附属資料P35
	予防接種手数料			予防接種手数料	現行のとおりとする。	附属資料P35
	検診料		検診料	検診料	合併年度は現行のとおりとし、翌年度より統一するよう調整する。	附属資料P35～P36

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

使用料、手数料の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（使用料）</p> <p>第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>（旧慣使用の使用料及び加入金）</p> <p>第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>（分担金等に関する規制及び罰則）</p> <p>第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> <p>2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）</p> <p>第二百二十九条 第三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>5 議会は、前項の規定による諮問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;</p> <p>〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p> <p>(1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。</p> <p>(3) 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額表参考として、合併時に調整する。</p> <p>(4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。</p> <p>(2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。</p> <p>(3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。</p> <p>(4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。</p> <p>(5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt;</p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>1 手数料の取扱い</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p> <p>(1) 手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。</p> <p>(2) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。</p> <p>(3) 優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。（新町において調整する。）</p> <p>2 施設等使用料の取扱い</p> <p>施設使用料について、施設内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。</p> <p>ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃借料については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 公有地貸付料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。</p> <p>3 保育料の取扱い</p> <p>国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	16 使用料、手数料の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

使用料、手数料の取扱いに関する法令	先進事例
<p>（行政財産の管理及び処分）</p> <p>第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。</p> <p>6 第四項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>（旧慣による公有財産の使用）</p> <p>第二百三十八条の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。</p>	<p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt; 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>使用料は、現行どおりとする。 ただし、類似・同一の施設については可能な限り、合併後できるだけ早い時期に統合するよう努める。</p> <p>手数料については、合併時に統合する。 金額が同一の場合は現行どおりとし、金額に差がある場合は住民負担に配慮し、負担公平の原則を基本に適正な金額に統合するよう努める。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、5町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 2 差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。 3 使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>かみうけな合併協議会 &lt;久万高原町；H16.8.1合併予定&gt; 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕</p> <p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。 手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。</p> <p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 &lt;宇和島市；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕</p> <p>1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、4市町間で同一又は類似する施設の使用料については、新市における速やかな一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平の原則」から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 2 手数料については、4市町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に可能な限り統一に努めるものとする。</p>
<p>留意事項</p> <p>合併市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。</p> <p>なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これからの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。</p> <p>《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》</p>	

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	17 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整方針	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p>	

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
総務関係	交通安全協会弓削支部	交通安全協会生名支部	交通安全協会岩城支部	交通安全協会魚島支部		公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
	弓削町防犯協会	生名村防犯協会	岩城村防犯協会	魚島村防犯協会		
	弓削町部落長会	生名村広報委員	岩城村区長会	魚島村自治会長会		
民生関係				魚島村過疎対策協議会		
	弓削町社会福祉協議会	生名村社会福祉協議会	岩城村社会福祉協議会	魚島村社会福祉協議会		
	弓削町身体障害者互助会	生名村障害者福祉協議会	身障者更生会	魚島村身体障害者福祉協議会		
	県更生保護司会					
	弓削町母子会	生名村母子福祉協議会	岩城村母子会	魚島村母子福祉会		
	愛媛県人権対策協議会弓削支部		愛媛県人権対策協議会岩城支部	魚島村人権対策協議会		
	弓削町遺族会	生名村遺族会	岩城村遺族会	魚島村遺族会		
	弓削町老人クラブ	生名村老人クラブ	岩城村老人クラブ(老友会・寿会)	魚島村老人クラブ		
	弓削町母親クラブ	生名村母親クラブ	岩城村ともしび母親クラブ			
	弓削町婦人としび会	生名村婦人としび会				
	企業連合会弓削支部		企業連合会岩城支部			
	日赤奉仕団	日赤奉仕団	日赤奉仕団	日赤奉仕団		
農林水産業関係	越智今治農業協同組合弓削支所		越智今治農業協同組合岩城支所			
		果樹同志会	岩城村営農指導協議会			
	弓削町漁業協同組合	岩城生名漁業協同組合	岩城生名漁業協同組合	魚島村漁業協同組合		
			産業開発振興協議会	青年漁業者協議会		
	獺友会	獺友会	獺友会			
商工関係	弓削町商工会	生名村商工会	岩城村商工会			
	松原海水浴場組合					
	弓削町観光協会		岩城村観光協会			
消防関係	佐島婦人消防協力隊					
教育関係	弓削小学校PTA	生名小学校PTA	岩城小学校PTA	魚島・高井神小中学校PTA		
	弓削中学校PTA	生名中学校PTA	岩城中学校PTA			
	弓削町人権教育協議会	生名村人権教育協議会	岩城村人権教育協議会	魚島村人権教育協議会		
	弓削町文化協会	生名村文化協会	岩城村文化協会	魚島村文化協会		
	弓削婦人会	生名村婦人会	岩城村婦人会	魚島婦人会		
	佐島婦人会			高井神婦人会		
	海友婦人会弓削支部					
	弓削町体育協会	生名村体育協会	岩城村体育協会			
	スポーツ少年団	スポーツ少年団				
	B & G ゆげ海洋クラブ					
	弓削青年会	生名青年会	岩城青年団	魚島青年団		
	地区愛護班	生名村愛護班	岩城村愛護班	魚島村愛護班		
	弓削町緑の少年団	生名村緑の少年団	岩城村緑の少年団	魚島村緑の少年団		
				魚島壮年会		
				魚島村教育振興会		
	雨乞い踊り保存会	生名村祭礼保存会	伝統行事保存会	郷土芸能保存会		
		生名囲碁クラブ				

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	17 公共的団体の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

公共的団体の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（公共的団体等の監督）</p> <p>第百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。</p> <p>4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】</p> <p>（国、都道府県等の協力等）</p> <p>第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を助案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。</p> <p>6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p> <p>【商工会法】</p> <p>（地区）</p> <p>第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。</p> <p>2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。</p> <p>（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）</p> <p>第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;</p> <p>〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 各町共通団体について</p> <p>ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。</p> <p>あさぎ町 &lt;H15.4.1合併&gt;</p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>各町村共通の団体について</p> <p>(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>各町村独立の団体について</p> <p>原則として現行のとおりとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	17 公共的団体の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

公共的団体の取扱いに関する法令	先進事例
<p>間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。</p> <p>【社会福祉法】</p> <p>（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）</p> <p>第七十七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <p>3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</p> <p>4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。</p> <p>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の一を超えてはならない。</p> <p>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <p>公共的団体等とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。</p> <p>合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一あるいは同種の団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</li> <li>2 同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</li> <li>3 同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</li> <li>4 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。</li> </ol> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt; 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。</li> <li>(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</li> <li>(3) 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。</li> </ol> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 &lt;H16.10.1までに合併予定&gt; 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕</p> <p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 2町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>2 2町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</li> </ol> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</li> <li>2 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li> <li>3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。</li> </ol> <p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 &lt;今治市；H17.1.16合併予定&gt; 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 12市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li> <li>(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</li> <li>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</li> </ol>

協議項目第 18 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡を図るよう合併時に調整するものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
自治会等組織	<p>【構成】</p> <p>3区16部落 〔上弓削地区〕 久司浦(6)、沢津(2)、上弓削(8)、緑ヶ丘(9) 〔下弓削地区〕 引野(3)、明神(2)、岳ノ下(5)、中都(4)、浜都(4)、太田(1)、土生(3)、狩尾(2)、大谷(1部落長兼任) 〔佐島地区〕 佐島東(3)、粟手(3)、本浦(3) *( )は部落委員数 ・町を3つの区に分け、各地区に区長1名置く。 ・区をそれぞれ数箇所の部落に分け、部落長、部落委員、会計等を置く(各部落の総会で決定する)。</p>	<p>【構成】</p> <p>28広報区 稲浦1、稲浦2、奥里、脇、前新開1、前新開2、蔵島、浦の浜、久保の谷、中の谷、中側、中後、岡庄、尾又、南寮、深浦1、深浦2、丸山1、丸山2、南立石、北立石、公営住宅、恵生1、恵生2、西浦1、西浦2、西浦3、西浦4 ・広報委員の定数は、広報区の数(28)とし、広報区民の推薦により広報区から1名選出する。</p>	<p>【構成】</p> <p>15区 海原、東1、東2、西、高原、大谷、新地、谷、浜、浜2、西部、赤石、小溝、長江、船越 ・区長、副区長、体育委員、文化委員、交通安全委員、環境委員を置く。その他、消防団、婦人会、老友会の代表連絡員を設置。</p>	<p>【構成】</p> <p>9区 因幡、春日、東、新川、西、えびす、井の浦、大木、高井神</p>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、組織の統合・再編については新町において調整に努める。</p>
職務	<p>【区長・部落長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政各種事業への協力</li> <li>行政からの配布物の配布協力</li> <li>地区要望の取りまとめ</li> </ul> <p>【部落委員職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政からの配布物の配布協力</li> </ul>	<p>【委員職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役場が発行する広報その他の文書を受持区域内の各世帯へ配布。</li> <li>受持区域内の住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるよう協力。</li> <li>村が行う各種の行事に協力。</li> <li>地区要望の取りまとめ</li> </ul>	<p>【区長会長・区長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政各種事業への協力</li> <li>区長会議への出席</li> <li>行政からの配布物の配布協力</li> <li>地区要望の取りまとめ</li> </ul> <p>【区長会任務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全、防犯、その他生活安全確保の推進</li> <li>社会福祉の増進、健康の管理</li> <li>生活環境の整備、公共施設の維持管理</li> <li>郷土芸能、慣習の保存及びコミュニティ行事の推進</li> <li>文化、体育及びレクリエーション活動</li> <li>行政に対する地域住民の意思の反映</li> <li>村行事の連絡及び広報活動</li> </ul>	<p>【会長職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政各種事業への協力</li> <li>行政からの配布物の配布協力</li> <li>地区要望の取りまとめ</li> </ul>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、合併後、組織の統合・再編と併せて調整に努める。</p>
任期	<p>【区長等の任期】</p> <p>1年及び2年 (各地区・組の制度による)</p>	<p>【委員の任期】</p> <p>1年(ただし、再任を妨げない。)</p>	<p>【区長会長の任期】</p> <p>2年(ただし、再任を妨げない。)</p> <p>【区長の任期】</p> <p>1年及び2年(各区の制度による)</p>	<p>【会長の任期】</p> <p>各自治会からの申し出による。</p>	<p>存続</p> <p>当面現行どおりとし、合併後、組織の統合・再編と併せて調整に努める。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。	

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
報酬等	<p>【報償】</p> <p>区 長 40,000円/年</p> <p>部 落 長 33,000円/年</p> <p>部落委員 28,000円/年</p> <p>【補助金】</p> <p>予算額800,000円を、各区の世帯数で均等割して交付。</p>	<p>【報酬】</p> <p>基本割 1広報区につき7,500円/年</p> <p>世帯割 1世帯150円/年×世帯数</p>	<p>【報酬】</p> <p>区長会長 150,000円/年</p> <p>区 長 110,000円/年</p> <p>【自治区助成】</p> <p>均等割 50,000円/年</p> <p>”(100世帯以上) 70,000円/年</p> <p>人口割 600円/年</p>	<p>【委託料】</p> <p>自治会長 25,200円/年</p>	<p>合併時に再編報酬額等は、均衡が図れるよう合併までに調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	18 行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

留 意 事 項	先 進 事 例
<p>市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。</p> <p>合併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないように十分な調整を図ります。</p> <p>《愛媛県総務部市町村課「市町村合併ハンドブック」より》</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政連絡員（町区長会）制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</li> <li>行政連絡員（町区長会）制度の名称、報酬、補助金等については合併時に調整する。</li> <li>行政連絡員（納税（貯蓄）組合）制度は、合併時に廃止する方向で調整する。</li> <li>納税（貯蓄）組合への納税奨励金は合併時までに廃止する。</li> <li>納付書の配布、その他必要な事項は合併後に調整する。</li> </ol> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt; 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>新市の行政連絡機構については、自治会組織等を基礎とした広報委員制度とする。</p> <p>かみうけな合併協議会 &lt;久万高原町；H16.8.1合併予定&gt; 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕</p> <p>行政連絡機構（町内区長会）については、4町村の現況を基本に、新町において新たな制度を設けることとする。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 &lt;H16.11.1合併予定&gt; 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <p>自治会（区）の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会（区）の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配布システム等に関することについては、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市から配布者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配布者から住民への配布方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>配布報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> <li>放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</li> </ol>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（補助金、交付金等）の取扱いについて

各種事務事業（補助金、交付金等）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（補助金、交付金等）の取扱いについて
--------------------------

4ヶ町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。
---

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
調整方針	4ヶ町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
総務関係 (団体補助)	町職員厚生会補助金 500,000円	職員厚生補助金 45,000円	職員福利厚生費補助金 263,000円	職員互助会補助金 200,000円	4ヶ町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。
	交通安全協会弓削支部補助金 50,000円		村交通安全協会補助金 90,000円	交通安全協会魚島支部補助金 35,000円	
	部落長会補助金 800,000円		コミュニティ活動補助金 2,215,000円		
			青色申告会補助金 50,000円		
				村過疎対策協議会補助金 300,000円	
	(事業補助)		まちづくり人材育成支援事業補助金 1,500,000円		
	地方たばこ税還元事業補助金 50,000円	伯方たばこ販売協同組合生名支部 補助金 30,000円	地方たばこ税還元事業補助金 50,000円		
	ふるさと事業補助金 1,200,000円				
	ふるさと活性化事業補助金 111,000円				
		チャイルドシート購入費補助金 100,000円			
民生関係 (団体補助)	社会福祉協議会補助金 7,046,000円	社会福祉協議会助成金 4,441,000円	社会福祉協議会補助金 4,095,710円		
	町身体障害者互助会補助金 400,000円	村障害者福祉協議会補助金 108,000円	身障者更正会補助金 150,000円	村身体障害者福祉協議会補助金 33,000円	
	県更正保護司会補助金 5,000円	県更正保護司会補助金 3,000円	県更正保護司会補助金 3,000円	県更正保護司会補助金 1,000円	
	町母子福祉会育成費補助金 80,000円	母子福祉協議会補助金 36,000円	母子会補助金 60,000円	村母子福祉会補助金 11,000円	
	人権対策協議会弓削支部補助金 750,000円		村人権対策協議会補助金 1,000,000円	村人権対策協議会補助金 100,000円	
	町遺族会補助金 469,000円	村遺族会補助金 56,000円	村遺族会補助金 150,000円	村遺族会補助金 74,000円	
	老人クラブ育成費補助金 1,049,000円	村老人クラブ補助金 200,000円	老人クラブ育成事業補助金 老友会・寿会 360,000円	老人クラブ補助金 150,000円	
	母親クラブ育成補助金 150,000円	母親クラブ補助金 378,000円	ともしび母親クラブ補助金 189,000円		
	企業連合会弓削支部補助金 20,000円				
		村婦人ともしび会補助金 32,000円			
		村傷痍軍人会補助金 24,000円			
			日赤奉仕団補助金 100,000円		

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
--------------	-----------------	------	----------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
衛生関係 (事業補助)				高井神地区通院船賃補助金 12,000円	
			魚網・ビニール処分費補助金 89,000円		
	下水道事業加入助成金 1戸当たり(上限) 200,000円		下水道事業加入助成金 1戸当たり 150,000円		
農林水産業関係 (団体補助)	生活研究グループ育成補助金 90,000円				
		果樹同志会助成金 320,000円			
		岩城生名漁業協同組合補助金 600,000円	岩城生名漁業協同組合補助金 1,650,000円		
			村営農指導協議会補助金 866,000円		
			産業開発振興協議会補助金 8,550,000円		
				青年漁業者協議会等補助金 150,000円	
(事業補助)	岩城分場参観デー助成金 20,000円	岩城参観デー町村助成金 20,000円	岩城分場参観デー実行委員会補助金 100,000円	岩城分場参観デー補助金 20,000円	
	資源保護漁礁設置事業補助金 14,400,000円				
	漁場自主管理活動事業補助金 675,000円	漁場自主管理活動事業補助金 112,500円	漁場自主管理活動事業補助金 675,000円	漁場自主管理活動事業補助金 675,000円	
	マダイ・ヒラメ稚魚放流事業補助金 1,260,000円	稚魚放流事業補助金 150,000円	稚魚放流事業補助金 150,000円	稚魚中間育成事業費補助金 1,879,000円	
	漁業近代化資金利子補給補助金 68,000円				
		かんきつ園地品種更新事業助成金 100,000円			
			農業近代化資金利子補給金 301,000円		
			耕地土木事業元利補給金 1,542,000円		
			中山間地域直接支払制度補助金 453,000円		
			リース料助成金(レモンハウス) 245,000円		
			ハウス施設振興資金利子補給金 95,000円		
			農林漁業インターン事業補助金 500,000円		
		生名村魚食普及推進協議会補助金 100,000円			

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
--------------	-----------------	------	----------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
商工関係 (団体補助)	町商工会育成補助金 2,500,000円	商工会援助費補助金 1,040,000円	村商工会補助金 2,500,000円		
	松原海水浴場組合補助金 1,100,000円				
(事業補助)	国立公園清掃活動費補助金 50,000円		村観光協会補助金 400,000円		
			国立公園清掃活動費補助金 50,000円		
			中小企業振興資金利子補給金 803,000円		
			イベント助成事業補助金 300,000円		
消防関係 (団体補助)	佐島婦人消防協力隊補助金 120,000円				
教育関係 (団体補助)		小学校PTA補助金 72,000円	小学校PTA補助金 150,000円	小中学校PTA補助金 57,000円	
		中学校PTA補助金 72,000円	中学校PTA補助金 100,000円		
	体育文化振興費補助金 400,000円				
	人権教育協議会補助金 720,000円		村人権教育協議会補助金 600,000円		
	文化協会補助金 720,000円	文化協会補助金 920,000円	文化協会補助金 1,144,000円	村文化協会補助金 200,000円	
	婦人会補助金(弓削) 90,000円	婦人会補助金 80,000円	婦人会補助金 450,000円	婦人会補助金 98,000円	
	婦人会補助金(佐島) 35,000円				
	海友婦人会補助金 15,000円				
	弓削高校補助金 200,000円				
	雨乞い踊り保存会補助金 70,000円				
	体育協会補助金 1,700,000円	体育協会育成補助金 360,000円	体育協会補助金 1,100,000円		
	剣道スポーツ少年団補助金 50,000円				
		少年野球活動費補助金 80,000円			
	B & G ゆげ海洋クラブ補助金 400,000円				

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
--------------	-----------------	------	----------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
		青年会補助金 80,000円		青年団補助金 58,000円	
		愛護班補助金 100,000円	愛護班補助金 100,000円		
		囲碁クラブ補助金 104,000円			
		祭礼保存会補助金 432,000円	伝統行事保存会 0円		
				緑の少年団補助金 33,000円	
				壮年会補助金 72,000円	
			伯方高校岩城分校補助金 700,000円		
(事業補助)	体育振興事業補助金 178,000円			体育大会派遣旅費補助金(魚島小・中) 17,820円	
	定光寺観音堂保守点検補助金 261,000円				
			文化財(観音堂)防災補助金 15,000円		
	ふるさと教育交流学習事業補助金 (弓削小) 120,000円				
	近島中学校野球大会補助金 40,000円				
			いきいき愛護班モデル事業 280,000円		
				青壮年婦人教育研究大会等旅費補助金 0円	
				教育振興会補助金 400,000円	
			校内研究会補助金(小学校) 50,000円		
			体育・文化奨励補助金(小学校) 635,000円		
		体育・文化奨励補助金(中学校) 1,976,000円			
		中学校校外活動推進事業補助金 200,000円			
保健施設関係 (事業補助)				人間ドック助成金(8人分) 105,000円	
				はり、きゅう施術助成金 158,000円	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	補助金、交付金等
調整方針	資 料		

補助金、交付金等の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> <p>【実例】</p> <p>公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。（昭二八、六、二九）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <p>市町村は、公益上必要がある場合、各種団体に対し補助金等を交付することにより財政的支援を行うことができますが、合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検討しておかなければなりません。合併協議会の場で、個々具体の補助金等について検討していくことは困難であるとしても、その一般的な取扱いの方針については確認しておくべきでしょう。</p> <p>一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考慮して調整するといったことが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>(1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>(3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共の必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。</p> <p>両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調製するものとするが、具体的には、新市において検討する。</p> <p>(1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助については、統合するよう調整する。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>各町村の従来からの経緯・実情等に考慮しつつ、予算措置の段階で調整する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>各種団体への補助金・交付金等は、これまでの経緯・実情に配慮しながら、その目的・効果を総合的に判断し、新しいまちにおいて検討する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を経て、統一の方向で検討するものとする。</p> <p>(2) 各町村独自の補助金等については、制度の経緯や従来の実績を尊重し、まち全体の均衡に配慮して調整するものとする。</p> <p>(3) 整理・統合が可能な補助金等については、統合の方向で検討するものとする。</p>
先進事例	
<p>かみうけな合併協議会 &lt;久万高原町；16.8.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕</p> <p>4町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。</p> <p>なお、調整可能なものについては、合併時まで調整に努める。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>5町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。</p>	

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

- 1．保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 2．軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 3．保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例により統一する。
- 4．保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違あるものは調整し統一する。
- 5．国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針	<p>1. 保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。</p> <p>2. 軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。ただし、合併する年度は旧町村の例による。</p> <p>3. 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例により統一する。</p> <p>4. 保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違のあるものは調整し統一する。</p> <p>5. 国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。</p>		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
納税義務者	1 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。 2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
基礎課税額	世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 限度額 530,000円	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
介護納付金課税額	介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 限度額 70,000円	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。
税率	国民健康保険の被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 8.40% 資産割（固定資産税額） 58.90% 均等割（1人につき） 22,400円 平等割（1世帯につき） 26,000円 介護納付金課税被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 1.00% 資産割（固定資産税額） 11.80% 均等割（1人につき） 6,500円 平等割（1世帯につき） 4,100円	国民健康保険の被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 7.00% 資産割（固定資産税額） 56.80% 均等割（1人につき） 20,100円 平等割（1世帯につき） 24,700円 介護納付金課税被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 1.30% 資産割（固定資産税額） 4.50% 均等割（1人につき） 4,000円 平等割（1世帯につき） 6,000円	国民健康保険の被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 9.47% 資産割（固定資産税額） 44.62% 均等割（1人につき） 21,200円 平等割（1世帯につき） 23,400円 介護納付金課税被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 0.80% 資産割（固定資産税額） 8.00% 均等割（1人につき） 3,000円 平等割（1世帯につき） 4,500円	国民健康保険の被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 4.60% 資産割（固定資産税額） 70.00% 均等割（1人につき） 13,000円 平等割（1世帯につき） 17,000円 介護納付金課税被保険者に係る 所得割（総所得金額等） 0.90% 資産割（固定資産税額） 14.00% 均等割（1人につき） 4,500円 平等割（1世帯につき） 3,000円	合併年度は、現行のとおりとし、次年度当初賦課で国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができるよう調整し統一する。
賦課期日	4月1日	同 左	同 左	同 左	現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
納期	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	同左	弓削町の例による。ただし、合併年度は、旧町村の例による。
国保税の減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、町民税基礎控除額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 7割軽減 世帯別平等割 7割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 7割軽減 世帯別平等割 7割軽減 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、町民税基礎控除額に被保険者1人につき24万5千円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 5割軽減 世帯別平等割 5割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 5割軽減 世帯別平等割 5割軽減 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、町民税基礎控除額に被保険者1人につき35万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 2割軽減 世帯別平等割 2割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 2割軽減 世帯別平等割 2割軽減	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、村民税基礎控除額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 7割軽減 世帯別平等割 7割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 7割軽減 世帯別平等割 7割軽減 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、村民税基礎控除額に被保険者1人につき24万5千円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 5割軽減 世帯別平等割 5割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 5割軽減 世帯別平等割 5割軽減 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、村民税基礎控除額に被保険者1人につき35万円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 2割軽減 世帯別平等割 2割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 2割軽減 世帯別平等割 2割軽減	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、村民税基礎控除額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 6割軽減 世帯別平等割 6割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 6割軽減 世帯別平等割 6割軽減 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、村民税基礎控除額に被保険者1人につき24万5千円を加算した額を超えない世帯に係る納税義務者 ・国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割 4割軽減 世帯別平等割 4割軽減 ・介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割 4割軽減 世帯別平等割 4割軽減	同左	合併年度は、現行のとおりとし、次年度当初賦課で弓削町、生名村の例により、7割・5割・2割軽減とする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
国保運営協議会	委員の定数 被保険者を代表する委員 2人 医療機関を代表する委員 2人 公益を代表する委員 2人 委員の報酬 会長 8,400円/日 委員 7,800円/日 委員の費用弁償 旅費 一般職相当職	同左  委員の報酬 会長 27,000円/年 委員 25,000円/年 委員の費用弁償 旅費 課長相当職 委員会等出席時 500円/回	同左  委員の報酬 委員 9,000円/日 委員の費用弁償 旅費 一般職相当職	同左  委員の報酬 委員 6,900円/日 委員の費用弁償 旅費 一般職相当職	国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。 委員の定数については、次のとおりとする。 被保険者代表 2人 医療機関代表 2人 公益代表 2人 委員の報酬、費用弁償については、総務部会の調整方針による。
出産育児一時金	300,000円	同左	同左	同左	現行のとおりとする。
葬祭費	15,000円	同左	13,000円	10,000円	弓削町、生名村の例を基本に調整する。
人間ドック		対象者 満40歳以上の者 補助額 診査費用の9/10		対象者 満30歳以上満65歳未満の者 補助額 診査費用の7/10	魚島村の例を基本に調整する。 ただし、対象者は、満40歳以上満65歳未満の者とする。
優良表彰	弓削町国保被保険者優良世帯表彰 対象者 国民健康保健事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納しているもので、前年度中において医療費が皆無であった世帯及び被保険者4人以上の世帯であって前年度において7,000円以下の医療費であった世帯  表彰 賞状と記念品又は、金員あるいはこれらに相当するもの	生名村国保優良被保険者表彰 対象者 前年度中、2ヶ年間及び3ヶ年間、10ヶ年間連続に医療費が皆無であった者で、国民健康保険事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納している世帯に属している者  表彰 賞状と記念品	岩城村国保被保険者優良世帯表彰 対象者 国民健康保健事業によく協力し、所定の保険税を当該年度内に完納しているもので、前年度中において医療費が皆無であった世帯(被保険者2人未満の世帯は、連続2ヶ年以上皆無とする。)及び被保険者4人以上の世帯であって、前年度において5,000円以下の医療費であった世帯(その医療費が当該世帯の国民健康保険税額を超える場合を除く。) 表彰 賞状と記念品	魚島村国保優良健康被保険者表彰 対象者 当該期間国民健康保険の被保険者・世帯であり被保険者全員が、療養の給付、療養費を受けていない世帯であること  表彰 賞状と記念品	生名村の例を基本に調整する。 ただし、1年表彰は廃止する。
高額療養費貸付	貸付額 高額療養費支給見込額の 9/10以内	同左	同左	同左	現行のとおりとする。
出産費資金貸付		基金の額 600,000円 貸付額 出産育児一時金支給見込額の 9/10以内			生名村の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針	資 料		

国民健康保険事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【地方税法】</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第三百四十二条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百三十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第三百四十二条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。</p> <p>2 前条第四項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。）においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。</p> <p>【国民健康保険法】</p> <p>（国民健康保険）</p> <p>第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>（国民健康保険運営協議会）</p> <p>第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（療養の給付）</p> <p>第三十六条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>一 診察</p> <p>二 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>三 処置、手術その他の治療</p> <p>四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>2 食事の提供たる療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第六十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;</p> <p>〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。</p> <p>(2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。</p> <p>(4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。</p> <p>(5) 督促手数料については、篠山町の例による。</p> <p>(6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。</p> <p>保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。</p> <p>納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt;</p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>5か町村で差異のある国民健康保険税については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 標準基礎課税総額については、免田町、岡原町、須恵村の例による。</p> <p>(2) 税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。</p> <p>(3) 納期については、深田村の例による。</p> <p>(4) 減額については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 財政調整基金については、新町の国保会計の安定した運営を図るため、各町村の合併前3カ年平均の保険給付費（老人保険拠出金及び介護納付金を含む。）の3カ月分程度の額を持ち寄る。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;</p> <p>〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 国民健康保険税については、賦課方式は現行どおりとし、保険税は平成18年度から統一するものとする。</p> <p>2 高額療養費貸付限度額については、合併時に統一する。</p> <p>3 健康づくり事業については、新しいまちにおいて予防事業等の充実を図るよう調整して実施する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	国民健康保険事業
調整方針	資 料		

国民健康保険事業の取扱いに関する法令	先進事例
<p>険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。</p> <p>4 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>（療養の給付を受ける場合の一部負担金）</p> <p>第四十二条 第三十六条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 十分の三</p> <p>二 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二</p> <p>三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の一</p> <p>四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の二</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>（高額療養費）</p> <p>第五十七条の二 保険者は、被保険者の療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、特定療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。</p> <p>第八十二条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>3 組合は、前二条の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 保険税率については、国民健康保険事業の円滑な運営が出来る率で合併時に統一する。</p> <p>2 納期については、合併時に統一する。</p> <p>3 軽減割合については、7割5割2割軽減を適用する。</p> <p>4 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に調整し、支給額を統一する。</p> <p>5 保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、相違あるものは合併時に調整し統一する。</p> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt; 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>賦課方式は、川之江市の例により、「料・4方式」とする。 本算定日及び納期は、川之江市の例による。 料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。 軽減割合は、川之江市の例により、2割・5割・7割とする。 保健事業及び医療費助成制度については、基本的に川之江市の例により新市において統一する。 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>国民健康保険制度の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1) 賦課方式については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 保険税率については、合併年度は、旧町村の例によるものとし、平成17年度からは、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一を図るものとする。なお、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、保険税率について検討を行い、新保険税率を設定するものとする。</p> <p>(3) 賦課期日・納期・納期限については、5町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>(4) 被保険者証の交付については、内海町の例により統一する。ただし、交付方法は郵送とし、滞納者は窓口交付とするものとする。</p> <p>(5) 任意給付、高額療養費の貸付については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <p>国民健康保険は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料率、納期等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要がある。</p> <p>この場合、住民の負担と受けている納付内容について、新市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。たとえば、合併市町村が税方式を採用した場合には、合併特例法第10条の規定による不均一課税を採ることができ、保険料方式を採用した場合においても同様な措置を採ることができる。</p> <p>一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。このようなケースは今後とも増加することが考えられるため、住民に対しては合併に伴う引き上げではないことを十分説明する必要がある。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて
1 . 保険料については、第 3 期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成 1 8 年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。
2 . 納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。
3 . 介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。



平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針	1. 保険料については、第3期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成18年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。 2. 納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。 3. 介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
保険料率	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 18,200円 第2号に掲げるもの 27,300円 第3号に掲げるもの 36,400円 第4号に掲げるもの 45,400円 第5号に掲げるもの 54,500円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 15,500円 第2号に掲げるもの 23,300円 第3号に掲げるもの 31,100円 第4号に掲げるもの 38,800円 第5号に掲げるもの 46,600円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 12,500円 第2号に掲げるもの 18,700円 第3号に掲げるもの 24,900円 第4号に掲げるもの 31,100円 第5号に掲げるもの 37,400円	介護保険法施行令第38条第1項 第1号に掲げるもの 12,400円 第2号に掲げるもの 18,600円 第3号に掲げるもの 24,800円 第4号に掲げるもの 31,000円 第5号に掲げるもの 37,200円	平成15～17年度までの第2期事業計画運用期間は、4ヶ町村の保険料とし不均一賦課とする。 統一の保険料は第3期事業計画運用開始の平成18年度賦課からとする。
納期（普通徴収）	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月28日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	弓削町と同じ	弓削町、魚島村の例による。 （国民健康保険税の納期と同）
賦課期日	4月1日	同左	同左	同左	現行のとおりとする。
介護保険運営協議会	<b>【名称】</b> 弓削町介護保険運営協議会 <b>【委員】</b> 学識経験者 2人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 2人 被保険者代表 3人 費用負担関係者 1人 計（定数10人以内） 10人 <b>【任期】</b> 3年（再任することを妨げない。） <b>【報酬】</b> 会長 8,400円/日 委員 7,800円/日 <b>【費用弁償】</b> 旅費 一般職相当職	<b>【名称】</b> 生名村介護保険運営協議会 <b>【委員】</b> 学識経験者 1人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 2人 被保険者代表 3人 費用負担関係者 2人 計（定数10人以内） 10人 <b>【任期】</b> 同左 <b>【報酬】</b> 会長 6,000円/日 委員 5,500円/日 <b>【費用弁償】</b> 旅費 一般職相当職 委員会等出席時 500円/回	<b>【名称】</b> 岩城村介護保険運営協議会 <b>【委員】</b> 学識経験者 1人 保健医療関係者 2人 福祉関係者 3人 被保険者代表 2人 費用負担関係者 2人 計（定数10人以内） 10人 <b>【任期】</b> 同左 <b>【報酬】</b> 会長 9,000円/日 委員 9,000円/日 <b>【費用弁償】</b> 旅費 一般職相当職	<b>【名称】</b> 魚島村介護保険運営協議会 <b>【委員】</b> 学識経験者 1人 保健医療関係者 1人 福祉関係者 1人 被保険者代表 1人 費用負担関係者 1人 計（定数5人以内） 5人 <b>【任期】</b> 同左 <b>【報酬】</b> 会長 6,600円/日 委員 6,600円/日 <b>【費用弁償】</b> 旅費 一般職相当職	新町の運営協議会を設置する。 合併までに委員定数、構成員等の調整を行う。 報酬等については、総務部会の調整方針による。

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
--------------	-----------------	------	--------

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
介護認定審査会	<p>【名称】 上島地区介護認定審査会</p> <p>【構成】 弓削町、生名村、岩城村、魚島村 上島地区介護認定審査会共同設置規約により4ヶ町村共同設置</p> <p>【委員】 弓削町 医療関係、福祉関係 各1人 生名村 医療関係、福祉関係 各1人 岩城村 医療関係、保健関係 各1人 魚島村 保健関係 1人 <u>郡医師会 医療関係(精神科医) 3人</u> 計(定数10人以内) 10人 構成町村の長が協議して定める候補者について弓削町長が選任</p> <p>【任期】 2年(再任することを妨げない。)</p> <p>【報酬】 10,000円/日 弓削町議会議員等報酬及び費用弁償条例</p> <p>【費用弁償】 旅費・・・・・・・・一般職相当職 弓削町議会議員等報酬及び費用弁償条例</p> <p>【経費】 構成町村が負担</p> <p>【事務局】 弓削町健康推進課介護福祉係</p>				<p>共同設置を廃止し、新町において新たに設置する。 報酬等については、総務部会の調整方針による。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針	資 料		

介護保険事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【介護保険法】</p> <p>(介護保険)</p> <p>第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。</p> <p>3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。</p> <p>4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。</p> <p>(保険者)</p> <p>第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。</p> <p>2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。</p> <p>(国民の努力及び義務)</p> <p>第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。</p> <p>2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。</p> <p>(被保険者)</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）</p> <p>二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）</p> <p>(介護認定審査会)</p> <p>第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。</p> <p>(保険給付の種類)</p> <p>第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <p>一 被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）</p> <p>二 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの</p>	<p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>介護保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。ただし、合併年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 介護保険事業については、新しいまちが保険者のなり運営を行う。</p> <p>2 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、新しいまちにおいて保険料を設定する。</p> <p>3 第1号被保険者の普通徴収納期及び賦課決定月は、国民健康保険税と同一とする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 保険料については、合併時に介護保険事業計画に基づき再算定し、平成16年度から統一する。</p> <p>2 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。</p> <p>3 介護認定審査会の設置及び運営については、合併時に統一する。</p> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。</p> <p>給付の内容及び納期については、市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>介護保険業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	介護保険事業
調整方針	資 料		

介護保険事業の取扱いに関する法令	留意事項
<p>（介護給付の種類）</p> <p>第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 居宅介護サービス費の支給</li> <li>二 特例居宅介護サービス費の支給</li> <li>三 居宅介護福祉用具購入費の支給</li> <li>四 居宅介護住宅改修費の支給</li> <li>五 居宅介護サービス計画費の支給</li> <li>六 特例居宅介護サービス計画費の支給</li> <li>七 施設介護サービス費の支給</li> <li>八 特例施設介護サービス費の支給</li> <li>九 高額介護サービス費の支給</li> </ul> <p>（予防給付の種類）</p> <p>第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 居宅支援サービス費の支給</li> <li>二 特例居宅支援サービス費の支給</li> <li>三 居宅支援福祉用具購入費の支給</li> <li>四 居宅支援住宅改修費の支給</li> <li>五 居宅支援サービス計画費の支給</li> <li>六 特例居宅支援サービス計画費の支給</li> <li>七 高額居宅支援サービス費の支給</li> </ul> <p>（保険料）</p> <p>第二百九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</li> <li>3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</li> <li>4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第三号被保険者からは保険料を徴収しない。</li> </ul> <p>（賦課期日）</p> <p>第三百十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p> <p>（普通徴収に係る保険料の納期）</p> <p>第三百十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。</p>	<p>介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて
1．新町において交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。
2．公共交通機関については、当面現行のとおりとする。
3．交通災害共済制度については、新町においても引き続き実施する。
4．チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。



平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針	1. 新町において交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。 2. 公共交通機関については、当面現行のとおりとする。 3. 交通災害共済制度については、新町においても引き続き実施する。 4. チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
交通安全対策	[弓削町交通安全推進協議会] 【事業概要】 ・交通事故の防止に関する事項 ・交通安全の指導育成に関する事項 ・交通安全の広報宣伝に関する事項 ・交通安全施設の設置に関する事項 ・交通危険箇所の改善に関する事項 ・その他交通安全の保持に関し必要と認める事項	[生名村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	[岩城村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	[魚島村交通安全推進協議会] 【事業概要】 同 左	合併後に再編 交通安全推進協議会については、新町において新たに組織を整備し、交通指導員については、新町において15人以内で調整する。報酬額は統一し、活動は当面現行に準じ、順次調整する。
	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、年3回の交通安全期間中に街頭指導、シートベルト着用指導、シートベルト着用率調査、町内における小学校における交通教室、高齢者を対象にした交通教室の実施、町内各種行事における交通整理	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、街頭指導、シートベルト着用指導等を行う。	[交通指導員] 【概要】 ・岩城駐在所と月2回の村内巡回監視活動 ・春・秋の運動期間中の街頭監視活動 ・駅伝大会、桜まつりの交通整理活動 ・小・中学校の交通安全教室や高齢者交通講習会	[交通指導員] 【概要】 年間を通じて、年4回の交通安全期間中の街頭指導、シートベルト着用指導、村内における保育所、小学校における交通教室、高齢者を対象にした交通教室等の実施	
	【人数】 8人 【任期】 2年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 3人 【任期】 1年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 2人（4人以内） 【任期】 2年（ただし、再任を妨げない。）	【人数】 【任期】	
	[交通安全施設] 【概要】 町内危険箇所には、カーブミラー、視線誘導施設などが設置してある。	[交通安全施設] 【概要】 村内危険箇所には、カーブミラーなどが設置してある。	[交通安全施設] 【概要】 ・村道へのカーブミラーの新設・更新を年間2～3基程度整備。 ・県道への交通安全施設整備に関しては、環境土木緊急処理事業の活用により、ガードレール等の設置要望ができる。 ・交通標識・表示の設置は、伯方警察署交通課に要望を上げる。 ・道路障害物の撤去は、道路管理担当課が処理する。	[交通安全施設] 【概要】 村内危険箇所には、カーブミラー、キャッチングフラッシャー、視線誘導施設などが設置してある。	合併後に統合 安全協会の再編と併せて新町において調整する。
交通安全関連団体	[伯方地区交通安全協会弓削支部] 【事業概要】 ・年3回の全国交通安全運動期間中の街頭指導 ・小中学校での交通安全教室への協力 ・カーブミラーの設置・清掃 ・駅伝大会等各種行事での交通整理	[伯方地区交通安全協会生名支部] 【事業概要】 ・年3回の全国交通安全運動期間中の街頭指導 ・カーブミラーの設置・清掃	[伯方地区交通安全協会岩城支部] 【事業概要】 ・春の交通安全祈願祭 ・車両保有者からの車両会費報酬 ・カーブミラーの清掃・補修・新設 ・街頭監視活動 ・のぼり旗の掲示 ・小・中学校交通教室	[伯方地区交通安全協会魚島支部] 【事業概要】 ・カーブミラーの清掃・補修・新設 ・村道周辺の草刈 ・小中学校での交通安全教室への協力	合併後に統合 交通安全協会支部の再編については、伯方本部と各支部で協議する。事務局についても協会内で極力対応してもらおうとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	への協力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者交通講習会</li> <li>・反射タスキの頒布助成</li> <li>・本部発行の月間機関紙を全戸配布</li> <li>・啓発広報(無線放送・広報紙・チラシ)</li> <li>・交通功労者、優良運転者の表彰推薦</li> </ul>		
公共交通機関	<p>【弓削町有家用自動車運行業務】</p> <p>【使用バス】</p> <p>57人乗りバス(1号車)</p> <p>29人乗りバス(2号車 スカールバス)</p> <p>53人乗りバス(8号車)</p> <p>18人乗りバス(つるかめ)</p> <p>【運行情路】</p> <p>1・8号車 久司浦～佐島線 &lt;1日19便 日曜・祝祭日11便&gt;</p> <p>つるかめ 江尻・鎌田線 大谷・狩尾線 &lt;1日4便 水曜日のみ5便、 日曜・祝祭日・年末年始は運休&gt;</p> <p>【運行時間】</p> <p>始発 午前 7時30分(役場前発)</p> <p>終便 午後 5時43分(久司浦発)</p> <p>久司浦～佐島線</p> <p>始発 午前 8時20分(弓削港発)</p> <p>終便 午前11時40分(弓削港発)</p> <p>江尻・鎌田線/大谷・狩尾線</p>	<p>【生名村公営渡船運航業務】</p> <p>【使用船舶】</p> <p>いきな 146t</p> <p>たていし(予備船) 144t</p> <p>【運航航路】</p> <p>生名村深浦～因島市長崎 (立石港) (土生港) &lt;1日49往復&gt;</p> <p>【運航時間】</p> <p>始発 午前 6時00分(立石港発)</p> <p>終便 午後10時40分(土生港発)</p>	<p>【岩城村福祉バス運行業務】</p> <p>【使用バス】</p> <p>29人乗りバス(15号車)</p> <p>37人乗りバス(スクールバス)</p> <p>29人乗りバス(マイクロバス)</p> <p>【運行情路】</p> <p>島内一週 (岩城港発着) &lt;1日7便&gt;</p> <p>【運行時間】</p> <p>始発 午前 7時30分(岩城港発)</p> <p>終便 午後 4時30分(岩城港発)</p>	<p>【魚島村船舶運航業務】</p> <p>【使用船舶】</p> <p>ニューおしま</p> <p>マリンスター(借上げ代船)</p> <p>【運航航路】</p> <p>魚島～高井神～豊島～弓削～因島 (魚島港) (土生港) &lt;1日4往復&gt;</p> <p>【運航時間】</p> <p>始発 午前 7時00分(魚島港発)</p> <p>終便 午後 7時22分(土生港発)</p>	<p>存続</p> <p>現行のとおりとし、新町において検討する。</p>
交通災害共済	<p>【概要】</p> <p>愛媛県市町村交通災害共済組合に加入し、掛金を送金することにより、日本国内で交通事故による災害を受けた場合に、災害見舞金を支給する。</p> <p>【共済掛金】</p> <p>1人年額 一般 600円</p> <p>中学生以下 250円</p> <p>【共済期間】</p> <p>4月1日～翌年3月31日</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>医師の治療実日数により、1等級(1,000千円)～10等級(10千円)</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>【概要】</p> <p>同 左</p> <p>【共済掛金】</p> <p>同 左</p> <p>【共済期間】</p> <p>同 左</p> <p>【災害見舞金】</p> <p>同 左</p>	<p>合併後に統合</p> <p>新町においても共済組合へ加入することとし、申請受付、掛金徴収方法等は新町において調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針			

区分	現況			調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	
チャイルドシート 購入費補助		<p>【概要】 道路交通法において着用が義務付けられているチャイルドシートを購入する村民に一定の条件のもと購入費の一部を負担する。</p> <p>【対象物件】 安全基準適合チャイルドシート</p> <p>【助成金額】 購入経費の1/2(100円未満切捨)で10,000円上限</p>	<p>【概要】 乳幼児の命を守るとともに、保護者の負担軽減を図る。 対象は、6歳未満児をもつ保護者で1世帯あたり1台とする。</p> <p>【貸し出し物件】 ベビーシート及びチャイルドシート</p> <p>【使用料】 年額1,200円(月割り100円)</p>	<p>合併時に廃止 合併時に廃止する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針	資 料		

交通関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【交通安全対策基本法】</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>（道路等の放置者等の責務）</p> <p>第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（住民の責務）</p> <p>第十条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。</p> <p>（施策における交通安全のための配慮）</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。</p> <p>（市町村交通安全対策会議）</p> <p>第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。</p> <p>3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。</p> <p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 交通安全計画については、合併後速やかに策定する。 2 愛媛県市町村交通災害共済制度については、合併後も引き続き実施する。 3 放置自転車対策については、野村町の例により新市に引き継ぐ。 4 その他の交通安全対策推進事業については、合併時に調整する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 &lt;東温市；H16.3.31までに合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 交通関係事業 新市において、交通安全対策会議を設置し、交通安全計画を策定する。 各種団体については、新市において組織を統合した上で、継続して支援を行う。 各種事業については、新市においても継続して実施する。</p> <p>(2) 防犯関係事業 各種団体については、新市において組織を統合した上で、継続して支援を行う。 各種事業については、新市においても継続して実施する。</p> <p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 &lt;宇和島市；H16.10.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕</p> <p>交通安全事業については、次のとおり調整を図るものとする。 交通安全推進協議会等及び交通安全指導員については合併時に統合し、交通安全啓発事業については新市において策定する。 交通安全施設については、現行のとおりとする。 交通災害共済事務については、合併時に統一する。</p> <p>4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。</p>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（診療所）の取扱いについて

各種事務事業（診療所）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（診療所）の取扱いについて
診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	診療所
調整方針	診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況			調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	
国民健康保険 診療所			<p>魚島村国民健康保険診療所</p> <p>【施設概要】 昭和26年7月1日開設 148.13㎡</p> <p>【診療体制】 外来診療（3科・6床）</p> <p>【診療科目】 内科・外科・小児科</p> <p>【緊急体制】 救急艇要請</p> <p>【人的体制】 医師（正規）1人 看護師（正規）1人 事務職（正規）1人 "（臨時）1人</p> <p>【給与表】 医師 医療職（一）1級 看護師 医療職（二）1～3級 事務職 行政職</p> <p>【財務関係】 魚島村国民健康保険診療所特別会計</p> <p>【繰入金】 平成14年度 24,483千円 平成15年度 24,983千円</p> <p>【手数料】 健康診断書（入試・入社等） 1,050円以上 一般診断書（会社欠勤等） 1,050円以上 死亡診断書 2,100円以上 裁判所関係診断書 3,150円以上 警察関係用診断書 1,050円以上 生命保険用診断書 3,150円以上 厚生年金・恩給用診断書 3,150円以上 交通事故・傷害用診断書 3,150円以上 調理師・理容師接客業、 開業用診断書 2,100円以上 身体障害者用診断書 3,150円以上 死体検案書 変死 10,500円以上 病死 5,250円以上</p>	<p>存続</p> <p>国民健康保険診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	診療所
調整方針	診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況			調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	
へき地出張診療所			<p>魚島村高井神僻地出張診療所</p> <p>【施設概要】 昭和40年7月1日開設 64.46㎡</p> <p>【診療体制】 外来診療（3科）</p> <p>【診療科目】 内科・外科・小児科</p> <p>【緊急体制】 救急艇要請</p> <p>【人的体制】 毎週木曜日に魚島村国民健康保険診療所職員が出張診療</p> <p>【財務関係】 魚島村高井神へき地診療所特別会計</p> <p>【繰入金】 平成14年度 264千円 平成15年度 222千円</p> <p>【手数料】 健康診断書（入試・入社等） 1,050円以上 一般診断書（会社欠勤等） 1,050円以上 死亡診断書 2,100円以上 裁判所関係診断書 3,150円以上 警察関係用診断書 1,050円以上 生命保険用診断書 3,150円以上 厚生年金・恩給用診断書 3,150円以上 交通事故・傷害用診断書 3,150円以上 調理師・理容師接客業、 開業用診断書 2,100円以上 身体障害者用診断書 3,150円以上 死体検案書 変死 10,500円以上 病死 5,250円以上</p>	<p>存続</p> <p>へき地出張診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	診療所
調整方針	資 料		

診療所の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【国民健康保険法】</p> <p>第八十二条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>3 組合は、前2項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>	<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt; 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt; 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 病院・診療所業務については、現行のとおり新しいまちに引き継ぐものとする。 高北病院・大崎診療所の手数料・使用料については、合併時に適正な金額に統一する。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 病院・診療所業務については、基本的に現行のとおりとし新町に引き継ぐものとする。</p>